

防災資機材の使用方法について (個人線量計・防護装備の着脱)

島根県防災部原子力安全対策課

原子力災害時の防護資機材

島根県は運行要請をするにあたり、活動いただく運転手の放射線被ばく線量が平時の一般公衆被ばく線量限度である1ミリシーベルトを超えることがないことを確認したうえで要請するが、さらに次の防護資機材を配布・着用していただくことで、可能な限り被ばくを抑えることとしている。

○個人被ばく線量測定器（被ばく線量を管理）



○防護資機材（放射性物質の付着等を防ぐ）



原子力災害時の防護資機材

島根県は運行要請をするにあたり、活動いただく運転手の放射線被ばく線量が平時の一般公衆被ばく線量限度である1ミリシーベルトを超えることがないことを確認したうえで要請するが、さらに次の防護資機材を配布・着用していただくことで、可能な限り被ばくを抑えることとしている。

○個人被ばく線量測定器（被ばく線量を管理）



○防護資機材（放射性物質の付着等を防ぐ）



以上で講義を終わります。
ご不明な点等ありましたら、
島根県原子力安全対策課までお問い合わせください。

島根県原子力安全対策課

TEL:0852 - 22 - 5668

mail:gen-an@pref.shimane.lg.jp